

第1回たつの市新宮地域小中一貫校開校準備委員会小学校区部会（西栗栖小学校）
一次第一

日時 令和5年12月13日（水）

午後7時から

場所 西栗栖コミュニティセンター

1 開 会

2 報 告

（1）たつの市新宮地域小中一貫校開校準備委員会の組織について【資料1～3】

3 議 事

（1）部会長及び副部会長の選任について

（2）今後のスケジュールについて【資料4】

（3）新宮地域小中一貫校における通学手段について【資料5】

4 そ の 他

5 閉 会

たつの市新宮地域小中一貫校開校準備委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、たつの市新宮地域小中一貫校（以下「小中一貫校」という。）の開校に係る調整事項を協議するため、たつの市新宮地域小中一貫校開校準備委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、小中一貫校に関する次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校の名称、校章、校歌、制服等に関すること。
- (2) 開校式典等記念イベントに関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱したもの（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 新宮地域における地区自治会の代表
- (2) 別表に掲げる小中学校の校長
- (3) 別表に掲げる小中学校の保護者
- (4) 別表に掲げる小学校の校区における未就学児の保護者の代表者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から小中一貫校の開校の前日までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 通学手段及び小中一貫校の開校に伴い閉校する小学校の閉校記念式典等に関する事項を協議するため、委員会に別表に掲げる小学校の学校区ごとに小学校区部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 新宮地域における地区自治会関係者
- (2) 別表に掲げる小学校の保護者
- (3) 別表に掲げる小学校の学校区における未就学児の保護者の代表者
- (4) 別表に掲げる小学校の学校関係者

3 部会の委員の任期は、委員会の例による。

4 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

8 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

9 部会は、協議の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

（庶務）

第8条 委員会及び部会の庶務は、教育委員会事務局教育管理部小中一貫教育推進課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年10月12日から施行する。

（会議招集の特例）

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項又は第7条第7項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、小中一貫校の開校の前日限り、その効力を失う。

別表（第3条、第7条関係）

学校名
西栗栖小学校、東栗栖小学校、香島小学校、新宮小学校、越部小学校、新宮中学校

開校準備委員会組織表

資料2

開校準備委員会	主な協議事項	選出団体	選出人数	備考
	校名	西栗栖地区連合自治会	1	
	校章	東栗栖地区連合自治会	1	
	校歌	香島地区連合自治会	1	
	【小学校】制服	新宮地区連合自治会	1	
	開校式典	越部地区連合自治会	1	
		新宮中学校	2	校長、中学校PTA1名
		新宮小学校	3	
		越部小学校	3	
		香島小学校	3	
		西栗栖小学校	3	
		東栗栖小学校	3	

22

小学校区部会	主な協議事項	選出団体	選出人数	備考
	スクールバスの乗降場所、時刻表、便数	各地区連合自治会	3	地区連合自治会から選出
	通学路における安全対策	各校区保護者	4	小学校PTA3名、未就学児保護者1名
	閉校式典、記念誌	各小学校関係者	1	教頭
	建設工事に係る安全対策等（新宮小学校）	教育総務課	2	必要に応じて参加
		小中一貫教育推進課	2	必要に応じて参加

12

＜教育委員会で進める事務＞

【施設整備に関すること】

主な協議事項
児童・職員の机・椅子
書類棚等什器
事務用パソコン・印刷機器等
児童用パソコン・タブレット
教材備品
遊具等
パイプ椅子・スリッパ・体育館シート
不要備品
既存の備品移動計画

選出団体	選出人数	備考
新宮中学校	2	教頭及び事務職員
新宮小学校	2	教頭及び事務職員
越部小学校	2	教頭及び事務職員
香島小学校	2	教頭及び事務職員
西栗栖小学校	2	教頭及び事務職員
東栗栖小学校	2	教頭及び事務職員
教育管理部	1	部長
教育総務課	2	課長、担当
学校教育課	2	課長、担当
小中一貫教育推進課	2	課長、担当
教育環境整備課	2	課長、担当
すこやか給食課	2	課長、担当

23

【学校運営に関すること】

主な協議事項
校旗、校訓、校則
学校経営方針
教育目標
校務分掌
学校間交流事業
年間学校行事
教育課程
学習規律
日課表・時程
学校評価
ホームページ
学校・学級だより
教員研修計画
児童会・生徒会組織
各種委員会
クラブ活動・部活動
教材備品
学校保存文書管理
事務用パソコンデータ管理
学校予算関係
各種会計の調整
学校用図書
図書室書架
学校評議員

選出団体	選出人数	備考
新宮中学校	2	校長及び教頭
新宮小学校	2	校長及び教頭
越部小学校	2	校長及び教頭
香島小学校	2	校長及び教頭
西栗栖小学校	2	校長及び教頭
東栗栖小学校	2	校長及び教頭
教育管理部	1	部長
教育総務課	2	課長、担当
小中一貫教育推進課	2	課長、担当
学校教育課	2	課長、担当

19

＜PTAで進める事務＞

主な協議事項
PTA組織、規約、名簿の作成、会計予算、事業計画、財産の清算及び統一、役員選出方法
こども会

選出団体	選出人数	備考
新宮中学校	3	
新宮小学校	3	
越部小学校	3	
香島小学校	3	
西栗栖小学校	3	
東栗栖小学校	3	

校長又は教頭、各校区PTA2名

18

たつの市新宮地域小中一貫校開校準備委員会委員

校区等	氏名	選出団体
西栗栖小学校	今江伸	地区自治会
	竹林絢加	小学校PTA
	山田響子	未就学児保護者
	寺前健一	小学校校長
東栗栖小学校	保田義一	地区自治会
	上田哲也	小学校PTA
	前田美耶	未就学児保護者
	香田有紀子	小学校校長
香島小学校	田中一典	地区自治会
	前川あい	小学校PTA
	荒木健太郎	未就学児保護者
	西川賢次	小学校校長
新宮小学校	河井由一	地区自治会
	木南裕樹	小学校PTA
	井戸大輔	未就学児保護者
	井口浩一	小学校校長
越部小学校	緒方光男	地区自治会
	赤松義生	小学校PTA
	堂野能伸	未就学児保護者
	奥村敏昭	小学校校長
新宮中学校	内海英俊	中学校PTA
	圓田雅也	中学校校長

たつの市新宮地域小中一貫校開校準備委員会小学校区部会委員

校区	氏名	選出団体
西栗栖小学校	今江伸	地区自治会
	石田政行	地区自治会
	寺本和男	地区自治会
	山田直樹	小学校PTA
	竹林絢加	小学校PTA
	殿垣内芳実	未就学児保護者
	山田響子	未就学児保護者
	金田武史	小学校関係者
東栗栖小学校	保田義一	地区自治会
	小林輝男	地区自治会
	森本修二	地区自治会
	上田哲也	小学校PTA
	藤木知子	小学校PTA
	村上有貴	小学校PTA
	前田美耶	未就学児保護者
	丸山岳志	小学校関係者
香島小学校	田中一典	地区自治会
	瀧浦徳久	地区自治会
	前田基之	地区自治会
	玉垣育宏	小学校PTA
	吉田真由美	小学校PTA
	前川あい	小学校PTA
	荒木健太郎	未就学児保護者
	仲前千尋	小学校関係者
新宮小学校	進藤登	地区自治会
	福井廣吉	地区自治会
	天本雅剛	地区自治会
	木南裕樹	小学校PTA
	赤秀佐紀子	小学校PTA
	岡村亜紀子	小学校PTA
	井戸大輔	未就学児保護者
	桔梗陽次	小学校関係者
越部小学校	緒方光男	地区自治会
	三宅守	地区自治会
	天野哲	地区自治会
	赤松義生	小学校PTA
	中島祐樹	小学校PTA
	大谷恵里	小学校PTA
	堂野能伸	未就学児保護者
	谷郷かずよ	小学校関係者

今後のスケジュールについて

資料 4



※ 中学校の制服の取扱いは、別途中学校で調整する。

＜PTA組織に関すること＞

検討内容	小	中	共通	検討案件	R5	R6	R7	R8	R9	R10
PTA組織等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		PTA組織、規約、名簿の作成、会計予算、事業計画、財産の清算及び統一、役員選出方法		令和6年度から 協議を開始 (各校区のPTA役員で構成)				開校

新宮地域小中一貫校における通学手段について

1 通学手段については、原則として以下のとおりとする。

- 小学生は、徒歩又はスクールバスでの通学とする。
- 中学生は、徒歩又は自転車での通学とする。
- ※ 現在の西栗栖小学校区の中学生については、今後協議する。

2 スクールバスの運行

- (1) 小中一貫校の開校に伴い、学校までの通学距離が長くなる児童
- (2) 小中一貫校から自治会集会所までの実距離が、おおむね3kmを超える地区の児童

この2つのことを基準とし、スクールバスの運行ルートを検討していく。